

平成 30 年度大学教育再生戦略推進費  
Society 5.0 に対応した高度技術人材育成事業  
未来価値創造人材育成プログラム  
( b ) 科学技術の社会実装教育エコシステム拠点の形成事業  
審査要項

平成 30 年度の Society 5.0 に対応した高度技術人材育成事業未来価値創造人材育成プログラム ( b ) 科学技術の社会実装教育エコシステム拠点の形成事業 ( 以下「公募テーマ」という。 ) における審査は、この審査要項により行うものとする。

・審査方法

1 . 審査体制

( 1 ) 外部有識者・専門家からなる「科学技術の社会実装教育エコシステム拠点の形成事業推進委員会」( 以下「委員会」という。 ) を設置する。

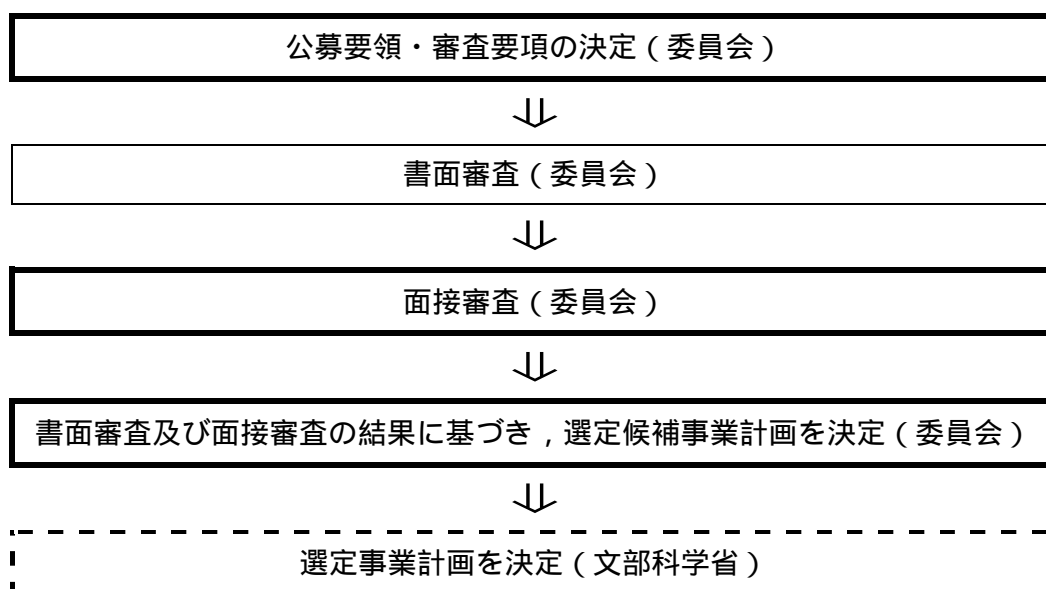
2 . 審査方法

( 1 ) 書面審査を実施し、その結果を基に文部科学省が面接審査対象の事業計画を決定する( 件数は選定予定件数の 1.5 ~ 2 倍程度を予定しているが、申請状況や書面審査結果等により変動する可能性がある。 ) 。

( 2 ) 委員会は、事業計画の目標の妥当性や実現可能性等を確認することを目的として、面接審査を実施する。

( 3 ) 委員会は、書面審査及び面接審査の結果等を基に審議を尽くした上で総合評価を行い、選定候補事業計画を決定する。

( 4 ) 文部科学省は、委員会の決定を十分尊重し、選定大学を決定する。



## ・ 審査方針

評価項目及び審査基準は、以下のとおりとする。なお、選定に当たっては、以下の個別の評価項目に加え、学校種や設置形態、規模、地域、学問分野等のバランスや他の補助金（大学改革推進等補助金，研究拠点形成費等補助金，国際化拠点整備事業費補助金）の選定状況を踏まえ、特定の大学に集中することのないよう配慮するものとする。

### 1. 評価項目

#### (1) これまでの教育改革の取組と今後の方針

事業計画は大学全体の改革の一環として位置付けられているか。【大学全体の改革における位置付け】

申請の基礎となる教育改革の取組は十分なものであるか。【教育改革の実績】

今後も上記改革を継続して推進する計画であるか。【今後の教育改革の計画】

文部科学省が通知する「大学入学者選抜実施要項」に規定する試験期日等や募集人員の適切な設定（推薦入試における募集人員の割合の設定，2以上の入試方法により入学者選抜を実施する場合における入試方法の区分ごとの募集人員等の明記等）を遵守するものであるか。【入試要項の遵守】

#### (2) 達成目標と事業計画の具体的な内容

##### < 全体像と達成目標 >

本公募テーマに関する分かりやすい具体的な達成目標が設定されているか。

【明確な達成目標】

目標の達成に必要な取組が盛り込まれているか。過大・不必要な取組が盛り込まれていないか。【取組の必要十分性】

必須指標が、適切な内容で設定されているか。【必須指標の妥当性】

定量的、定性的な目標は妥当かつ意欲的な内容であるか。【達成目標の妥当性】

目標及び事業計画が申請大学の現状に鑑みて実現可能なものであるか。【事業計画の実現性】

事業計画は、大学の改革方針、目標、養成する人材像及び「1. これまでの教育改革の取組と今後の方針」（計画調書様式2）の内容と照らして妥当なものであるか。【事業計画の妥当性】

##### < 事業計画の具体的な内容 >

以下の項目に関するフィージビリティスタディが、本公募テーマの背景・目的に照らして適当なものとなっているか。【事業計画の具体的な内容】

【産業界との連携体制の構築に向けた計画】

産学共同による教育のエコシステムを形成して、工学分野における実践教育を推進・普及していくための計画を具体化することを目的とし、特に構築するネットワークが効果的に機能するよう、産業界等との連携体制や

運営体制・マネジメント体制の明確化に向けた計画が具体化されているか。

#### 【教育内容の構築に向けた計画】

学士課程・修士課程の6年一貫、学士課程・博士課程の9年一貫によるメジャー・マイナーもしくはダブルメジャーを取り入れた学部と大学院の連結教育プログラムの先導的開発に向けた、現状把握・今後の展望、ターゲット、社会の受容レベルなどを明確にすることを目的とし、また、その検証・検討結果を踏まえ、社会実装教育の実現に不可欠なモデル（必要となる教育内容・教材・設備等）の作成を実現するための計画となっているか。

学部と大学院の連結教育プログラムにおいては、情報分野の教育を充実させるとともに、工学に関する専攻分野のうち2以上の分野を組み合わせた構成もしくは、工学と工学以外の分野を組み合わせた構成となっているか。

「大学における工学系教育の在り方について（中間まとめ）」等の有識者会議等に取りまとめられた内容を踏まえ、選定大学における基礎教育の実施方針が明確にされているとともに、他の選定大学と協働し専門基礎カリキュラム作成を実施する計画が具体的になっているか。

本事業で作成した専門基礎カリキュラムを選定大学において教育プログラムに組み込むとともに、教育プログラムを履修する学生の達成度評価を導入する計画となっているか。

#### 【教員の教育業績評価制度の確立】

例えば、基礎教育充実のための教育専任教員や情報分野における特殊な技能に秀でていると認められるものの、論文実績や博士の学位を有さない実務家教員の採用促進に向け、構築される教員の教育業績評価制度が具体的になっているか。

教育専任教員や実務家教員の採用が計画されているか。

実務家教員の教育の質保証及び教育力向上に資する取組（ファカルティ・ディベロップメント）等の実施計画が明確になっているか。

#### 【補助期間終了後の事業実施】

支援期間終了後に本事業成果を踏まえ、メジャー・マイナーもしくはダブルメジャー教育等を導入した学部と大学院の連結教育プログラム（学士課程・修士課程の6年一貫、学士課程・博士課程の9年一貫）の先導的開発が継続的に行われる計画が明確になっているか。

### (3) 事業計画実施体制

事業計画の実現に向けて、学内の組織的な実施体制が明確になっているか（学

長を中心とした体制の整備，学内への周知徹底を含む。）。【明確な実施体制】  
事業計画の改善や見直しを行い，フィージビリティスタディを完結させる PDCA サイクルが構築されるものとなっているか。【適切な評価の実施と PDCA サイクル】

(4) 事業計画の継続性・発展性

学内体制，専門人材の配置や学外との連携体制，等の面から，補助期間終了後も継続的かつ発展的に取組の実施が十分見込めるものであるか。【体制的な事業計画の継続性】

(5) 事業成果の実現

先駆的なモデルとなり，取組の実現可能性が高い手法及び計画が見込まれるものであるか。【実現可能性】

(6) 各経費の明細

申請経費の内容は明確かつ妥当であり，計画上必要不可欠なものか。【経費の事業内容との関係性・整合性】

過大な積算となっていないか。【積算の妥当性】

(7) 他の公的資金との重複状況

(以前経費措置を受けた事業を受け継ぐ場合) 今まで経費措置を受けていた取組を発展・充実させたものとなっているか。【これまでの取組の発展性】

他の公的資金との重複はないか。【他の公的資金との重複】

(8) 複数大学での連携について(共同申請を行う場合)

複数大学で連携する必要性・重要性が認められるか。【複数大学間連携の必要性】

複数大学での連携が，実質的なものであるか。【複数大学間連携の実質性】

## 2. 審査基準

### (1) 書面審査

書面審査は，上記評価項目(評価項目「(7)他の公的資金との重複状況」は除く。)ごとに表1の区分により判断することとする。

(表1) 書面審査における評価区分

区 分	評 価
a(5点)	非常に優れている
b(4点)	優れている
c(3点)	妥当である
d(2点)	やや不十分である
e(1点)	不十分である

評価項目ごとの評価の取扱いは、表2のとおり、それぞれの重要性に鑑み、項目ごとに係数をかけて評価に重み付けをすることとする。

各評価項目に付す評価（a～e）の配分については、委員会においてその割合の目安を決定することとする。

書面審査の所見は、委員会における審査の際に極めて重要な判断材料となるため、できるだけ「コメント」欄に記入することとする。

特に、「c」以外の評価をする場合は、どの点が優れているのか、また、どの点が不十分なのかについて、具体的に判断根拠・理由等を必ず「コメント」欄に記入することとする。

（表2）書面審査における評価の取扱い

評価項目	係数	a (5点)	b (4点)	c (3点)	d (2点)	e (1点)
1. これまでの教育改革の取組と今後の方針	1.0	5	4	3	2	1
2. 達成目標と具体的な事業内容	7.0	35	28	21	14	7
3. 事業計画実施体制	2.0	10	8	6	4	2
4. 事業計画の適切性	3.0	15	12	9	6	3
5. 事業成果の実現	3.0	15	12	9	6	3
6. 各経費の明細	1.0	5	4	3	2	1
7. 他の公的資金との重複状況						
8. 複数大学での連携について	3.0	15	12	9	6	3

【100点満点】

## （2）面接審査

面接審査は、委員会が実施し、書面審査の結果も参考にした上で、事業計画全体について表3の区分により判断することとする。

（表3）面接審査における評価区分

区分	評価
	選定すべきである
	学校種や設置形態、大学の規模等のバランス等を考慮の上、選定を判断
×	選定すべきでない

なお、面接審査の詳細については、対象校に別途連絡する。

．その他

1．開示・非開示

(1) 審議内容等の取扱いについて

委員会の会議及び会議資料は、原則として非公開とする。

選定された事業計画は、文部科学省ウェブサイトへの掲載等により、広く社会へ情報提供することとする。

(2) 委員等氏名について

委員会の委員の氏名は、事業計画選定後、公表することとする。

2．利害関係者の排除

申請に関係する委員は、関係大学の審査を行わないものとする。

(利害関係者とみなされる場合)

- ・ 委員が現在所属し、又は3年以内に所属していた大学に関する申請
- ・ その他委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される申請

委員は上記に留意し、利益相反の事実又はその可能性がある場合には速やかに申し出るとともに、当該事業についての審査・評価（面接審査を含む）を行わないこととし、会議においても当該事案に関する個別審議については加わらないこととする。

3．情報の管理，守秘義務，申請書の用途制限

(1) 審査の過程で知り得た個人情報及び大学の審査内容に係る情報については外部に漏らしてはならない。

(2) 委員として取得した情報（申請書等各種資料を含む）は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意をもって管理する。

(3) 審査資料等は、事業計画の選定を行うことを目的とするものであり、その目的の範囲内で使用する。